

資金繰りでお困りではありませんか。

利率0.8%(年) の融資をご活用ください！
(令和8年4月現在)

東大阪市小規模企業融資制度

東大阪市内で事業を営む小規模企業者のみなさま。
事業に必要な資金について、低利融資をあっせんする制度があります。
ぜひ、ご活用ください。(大阪信用保証協会の保証付)

利率
年0.8% (固定金利)

本市より取扱金融機関へ
預託を行うことにより
低利融資を実現しています

融資限度額
2,000万円

既存の保証協会の
保証付融資残高を
含めて2,000万円以内

資金使途

運転資金・設備資金
(事業にかかる資金であること)



東大阪市小規模企業融資制度について

この融資制度は、府の小規模企業サポート資金をベースに本市から取扱金融機関への預託により、融資利率を1.6%(年)から**0.8%(年)**に引き下げ、大阪信用保証協会の保証を付けてあっせんする制度です。



融資条件等について

1	融資対象者	東大阪市内において、原則として同一場所で、6か月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告や決算に伴う納税状況を証することができる、従業員が20人以下の会社・個人、医業を主たる事業とする法人(小規模NPO法人を含む)※商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)については5人以下 また、具体的な事業計画を有しており、融資後金融機関等による経営サポートやモニタリングを受けることが可能であること
2	資金使途	運転資金・設備資金(転貸資金を除く)
3	融資限度額	2,000万円(既存の保証協会の保証付融資残高を含めて2,000万円以内)
4	返済期間	84か月以内(内、据置期間は6か月以内)
5	融資利率	年0.8%(固定金利) ※令和8年4月現在
6	返済方法	毎月元金均等分割返済(融資期間1年以内の場合は一括返済または分割返済)
7	信用保証料率	0.5%~2.2%(保証協会が定める料率) ※別途、信用保証料が必要です。
8	連帯保証人	個人は原則として不要、法人及び協同組合等は原則として代表者以外は不要。
9	担保	原則として不要

本融資にかかるお申込みは、東大阪市金融相談窓口(都市魅力産業スポーツ部 産業総務課分室)に申込人が直接行ってください。

取扱金融機関について

銀行	りそな銀行・関西みらい銀行・徳島大正銀行・南都銀行・北陸銀行・京都銀行・池田泉州銀行・三十三銀行・紀陽銀行
信用金庫	尼崎信用金庫・大阪信用金庫・大阪シティ信用金庫・大阪商工信用金庫・永和信用金庫・京都信用金庫
信用組合	成協信用組合・のぞみ信用組合・近畿産業信用組合・ミレ信用組合
政府系金融機関	商工組合中央金庫

原則として、上記金融機関の市内各本支店から融資されることとなりますので、このなか取引中の金融機関がある場合は、その金融機関を希望金融機関としてください。(りそな銀行布施口支店、北陸銀行今里支店も含む)

【お申込み・お問合せ先】

東大阪市金融相談窓口(都市魅力産業スポーツ部 産業総務課分室)

〒577-0011 東大阪市荒本北一丁目4番17号
クリエイション・コア東大阪 北館3階 304号室

TEL 06-6748-7275 FAX 06-4309-3846

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00、12:45～17:30

※申請をお考えの方は、事前にお電話ください。

※お一人あたりの書類受付にかかる時間は、1時間程度です。

時間には余裕を持ってお越しください。

